

国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分(後期分)」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。

**令和7年4月1日から、国民健康保険事業の安定した財政運営を目的として、3区分の保険料率のうち、後期高齢者支援金分の所得割及び均等割を引き上げます。**

国民健康保険制度を持続可能な制度として維持するためのものですので、御理解と御協力をお願いいたします。

【改正前】

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.3%	19,200円	15,600円
後期分	2.2%	5,500円	—
介護分	1.6%	12,600円	—

【改正後：後期高齢者支援金分 保険料】

所得割	均等割
3.23%	12,700円

現料率と比較 **+1.03%** **+7,200円**

## 新保険料率適用後の世帯人別・所得段階別増加額(医療分、後期高齢者支援金分及び介護分)

世帯構成	所得金額	法定軽減	現行保険料(円)	改定後保険料(円)	増加額(円)	
					年間	月額
1人	43万	7割	15,700	17,900	2,200	183
	73.5万	5割	60,100	66,900	6,800	566
	99万	2割	104,400	115,900	11,500	958
	300万	—	338,100	371,800	33,700	2,808
	600万	—	671,100	735,700	64,600	5,383
2人	43万	7割	27,000	31,300	4,300	358
	104万	5割	112,700	126,200	13,500	1,125
	155万	2割	196,300	219,300	23,000	1,916
	300万	—	375,400	416,300	40,900	3,408
	600万	—	708,400	780,200	71,800	5,983

- ※1 世帯を構成する全員に介護分(40歳以上65歳未満の方)がかかる場合の保険料です。
- ※2 所得金額は基礎控除前の総所得金額等です。
- ※3 市ホームページでは加入者の人数や所得等を入力することでご自身の世帯の保険料を試算することができます。
- ※4 法定軽減は、前年中の所得金額が一定基準以下の場合に保険料の均等割および平等割を軽減するもので、上記の保険料は軽減後の金額を記載しています。

### ■減免制度について■

地震や風水害等の災害により被災した場合や、その他特別の事情により生活が著しく困難になるなど、生活困窮により当該年度分の保険料が納付できないと認められる場合に、保険料の減免制度等や、医療費一部負担金の減免制度等が受けられることがあります。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

流山市役所 市民生活部  
 保険年金課 国民健康保険係  
 04-7150-6077(直通)

保険料改定について  
 詳細はこちら→  
 (市ホームページ)






# 流山市国民健康保険加入者の皆様へ(お知らせ)

～マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を受けられます～

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行が終了しました。マイナ保険証(健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード)をお持ちでない方には、当面の間申請いただくことなく資格確認書を交付します。有効期限は原則1年、一斉更新時期は毎年8月1日で、7月中旬ごろ順次発送予定です。

マイナ保険証をお持ちの方には、加入者様ご自身の資格情報を簡易に把握できるよう、新規取得時や負担割合の変更時等に資格情報のお知らせを交付します。原則有効期限はなく、1回のみでの交付となります。(70歳以上は負担割合の変更があるため、年に1度(8月1日)更新があります。)既加入者の方には令和7年7月中旬ごろ順次発送予定です。

## 各種証等の比較

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ (A4判)	資格確認書 (カード型)
			
対象者	・マイナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方(※1)	・マイナ保険証の保有者	・マイナ保険証未保有者 ・マイナ保険証利用登録を解除した(※2) ・電子証明書を未更新(※3) ・マイナンバーカードを返納した、マイナンバーカードの有効期限が切れた
受診方法	医療機関等でカードリーダーにかざして利用 (顔認証、4桁の暗証番号、目視確認のいずれかで本人確認)	単体では受診不可 マイナ保険証の読み取りができない場合等に、マイナ保険証と併せて提示することで受診可能	医療機関の窓口にて提示

(※1)マイナ保険証を取得していても、介助者等が資格確認の補助をする必要がある場合など、マイナ保険証での受診が困難な場合は、申請により資格確認書を交付しますのでお問い合わせください。

(※2)マイナ保険証の利用登録の解除は市へ申請が必要です。申請方法等は保険年金課へお問い合わせください。(勤務先の健康保険等に加入されている方は、加入している保険組合等へお問い合わせください。)

(※3)電子証明書の有効期限を過ぎてから3か月間はマイナ保険証の利用が可能です。有効期限経過後、電子証明書を更新しない場合、マイナ保険証の利用登録が解除される直前に資格確認書を市から送付します。

## マイナンバーカードの保険証利用登録方法

- ・医療機関、薬局の受付(カードリーダー)
- ・マイナポータル
- ・セブン銀行ATM



マイナポータル

流山市役所 市民生活部 保険年金課  
国民健康保険係

04-7150-6077(直通)

保険年金課ホームページ

